

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 奈良先端大非常用発電機(物質創成科学E棟)分解整備点検業務

請負代金額	金	円也
(うち消費税額及び地方消費税額	金	円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 と受注者 との間において、上記の請負(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別冊の仕様書に基づいて業務を履行するものとする。

第2条 請負は、奈良県生駒市高山町8916番地の5(奈良先端科学技術大学院大学構内)において行うものとする。

第3条 請負期間は、契約日の翌日から令和9年3月31日とする。

第4条 業務完了通知書は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学管理部施設課に提出するものとする。

第5条 請負代金は、業務完了後1回に支払うものとする。

第6条 受注者は、本契約の内容が適正に履行された旨の確認を受けたのち、請負代金の支払を請求することができるものとし、発注者は、受注者から適正な請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学管理部施設課に送付するものとする。

第8条 受注者は、業務を行うにあたっては、常に災害、事故防止に留意し、特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとるようにしなければならない。

2 受注者は、前項の措置をしようとするときは、あらかじめ発注者に対しその意見を求めなければならない。ただし事態が緊急でそのいとまのないときはこの限りではない。

3 受注者は、第1項の措置をとったときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

4 発注者は、災害、事故防止その他業務実施上必要があると認めるときは、受注者に対し所要の臨機の措置を取るべきことを要求することができるものとする。

5 受注者は、前項の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

6 第1項及び前項の措置のために要した経費は、受注者が負担するものとする。ただし、当該経費を受注者が負担することが著しく不相当であると認められるときは、発注者受注者間において協議し、発注者においてその全部又は一部を負担するものとする。

第9条 受注者は、建物及び器物等を損傷又は発注者の所有する物品等を紛失しないよう、善良な管理者の注意を以て業務を実施するものとする。

第10条 受注者は、前条の注意義務を怠り、建物及び器物等を損傷又は発注者の所有する物品等を紛失したときは、賠償の責を負うものとする。

2 前項の賠償額は、損害の度合いにより発注者の定める額とする。

第11条 受注者は、業務の実施にあたって発注者及び第三者に損害を与えたときは、賠償する責を負うものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者がその責を負うものとする。

第12条 受注者は、この契約履行において知り得た発注者の業務に関する一切の事項及びいかなる情報をも、第三者に遺漏し、又は利用してはならない。

第13条 契約保証金は、免除する。

第14条 この契約について必要な細目は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学が定めた役務請負契約基準によるものとする。

第15条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学所在地を管轄区域とする奈良地方裁判所とする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発 注 者 奈良県生駒市高山町8916番地の5
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学 長 塩崎 一裕

受 注 者